

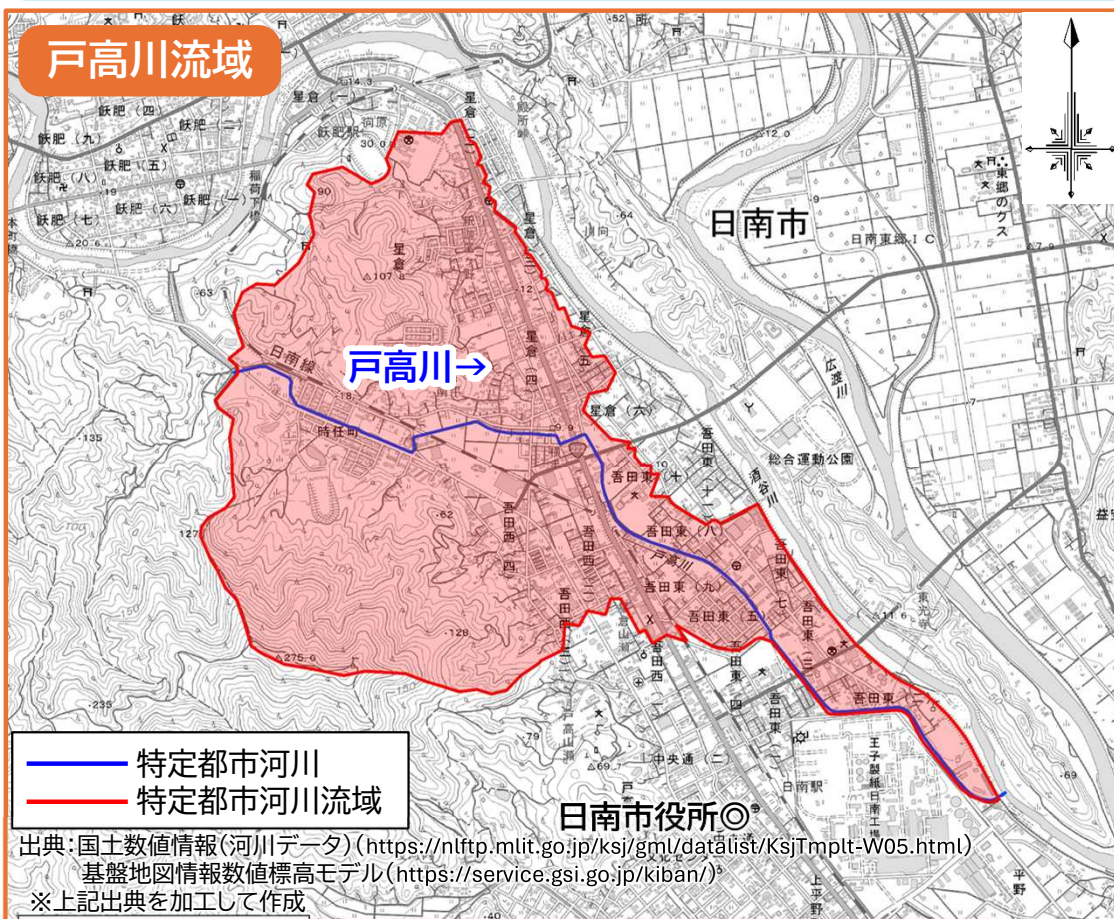
広渡川水系戸高川流域では 「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の 指定を行いました。(令和8年3月25日指定)

戸高川流域の課題

戸高川流域では、平成2年洪水により浸水被害が発生したことを受け、河道掘削や橋梁架替等の河川改修を進めています。しかしながら、令和6年10月の線状降水帯に伴う大雨により浸水被害が発生しており、**対策の加速化が喫緊の課題**です。

特定都市河川の指定

戸高川流域においては、流域の地形特性等の特徴や課題に対応するため、流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。



特定都市河川とは

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生するおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展等により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するための制度です。



詳しくはこちら

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際は 雨水の流出抑制のため **許可が必要** な場合があります

戸高川流域の雨水
浸透阻害行為の制限は

令和8年10月1日

から運用を
開始します

- 戸高川流域内における下記の行為に対して、**宮崎県知事の許可が必要**になります
- 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策が必要**になります

雨水浸透阻害行為(1,000㎡以上)を行う際は…

例えば「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

例えば排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置

例えば土地の舗装

例えばローラー等により土地を締め固める行為

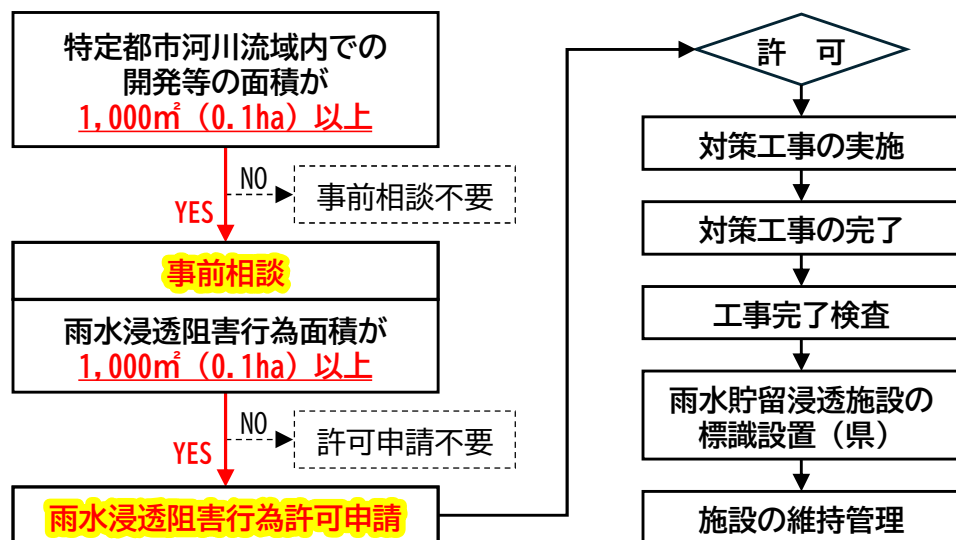
出典: 国土交通省(特定都市河川パンフレット)

流出抑制対策が必要です



■手続きフロー図

※まずは事前相談をお願いします



■申請(相談)窓口

申請(相談)窓口	連絡先(Tel)
宮崎県河川課	0985-26-7184

詳しくはこちら
をご覧ください



🔍 宮崎県 特定都市河川